

News Release

令和 6 年 9 月 19 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

令和6年台風 10 号に伴う災害にかかる特定小売供給約款の特例認可等について、異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

令和6年8月 30 日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者から申請のあった、令和6年台風 10 号により災害救助法が適用された地域における、被災した電気の需要家等に対する特例措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等をするに異存はないことを回答しました。

令和6年台風 10 号について、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、福岡県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の一部地域に対し災害救助法が適用されました。

(参考)災害救助法が適用された地域については内閣府 HP をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

これを受け、令和6年8月 29 日付けで以下の電気事業者(※1)から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する認可等の申請がありました。

(※1)

○みなし小売電気事業者(2者)

- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・九州電力株式会社

○一般送配電事業者(2者)

- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・九州電力送配電株式会社

○申請概要

特例措置として、令和6年台風 10 号に係る災害救助法適用市町村等(※2)において被災した需要家等から申出があった場合には、特定小売供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除等。別紙のとおり。)で電気の供給を行う。

(※2)災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村。詳細については、以下の各社 HP を御覧ください。(認可され次第、各社にて掲載予定)

・中部電力ミライズ株式会社

https://miraiz.chuden.co.jp/info/press/1214459_1938.html

https://miraiz.chuden.co.jp/info/press/1214475_1938.html

・中部電力ネットワーク株式会社

https://powergrid.chuden.co.jp/news/press/1214454_3281.html

https://powergrid.chuden.co.jp/news/press/1214474_3281.html

・九州電力株式会社

https://www.kyuden.co.jp/press_h240830c-1.html

・九州電力送配電株式会社

https://www.kyuden.co.jp/td_press_2024_240830.html

本申請に関して、経済産業大臣から特例措置の認可等を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 66 条の 10 第 1 項第 3 号及び電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号及び 8 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

なお、当該特例措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

本ニュースリリースは、第 530 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田上

担当者: 赤松・曾我部・伊藤

電話 : 03-3501-1529

メール: bzl-s-dentori-somu@meti.go.jp

(別紙)

特定小売供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<中部電力ミライズ株式会社>

- 被災されたお客さまの2024年8月、9月および10月調定分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から30日目)を各々1か月間延長する。
(実施期間満了日:2024年12月〔満了日は検針日等により相違〕)
- 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
(実施期間満了日:2025年3月〔満了日は検針日等により相違〕)
- 従量電灯C, 臨時電灯C, 公衆街路灯B, 低圧電力, 臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2025年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
(実施期間満了日:2025年2月末日)

<九州電力株式会社>

- 被災されたお客さまの令和6年7月(支払期日が8月29日以降となるものに限る。),8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。
(実施期間満了日:令和6年12月〔満了日は検針日等により相違〕)
- 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
(実施期間満了日:令和7年3月〔満了日は検針日等により相違〕)
- 被災されたお客さま(契約種別が従量電灯C, 臨時電灯C, 公衆街路灯B, 低圧電力, 臨時電力, 農事用電力のお客さまに限る。)で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和7年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
(実施期間満了日:令和7年2月末日)

託送供給等約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

〈中部電力パワーグリッド株式会社〉

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2024年7月(支払期日が2024年8月27日以降となるものに限る。)、8月、9月および10月料金計算分の供給側料金算定日を、託送供給等約款(2024年4月1日付け実施。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)19(料金)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。
2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款19(料金)の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、免除する。
3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2025年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款73(一般供給設備の工事費負担金)、74(供給地点への特別供給設備の工事費負担金)、75(供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金)および76(供給地点への特別供給設備等の工事費の算定)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款21(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが2025年2月末日までに行なわれたときは、託送約款79(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款19(料金)の規定にかかわらず、2025年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定する。
6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2025年2月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款65(引込線の接続)、66(計量器等の取付け)および68(電流制限器の取付

け)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. 被災された発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金の支払期日について、2024年7月(支払期日が2024年8月27日以降となるものに限る。)、8月、9月および10月料金計算分の支払期日を、託送約款35(支払義務の発生および支払期日)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

8. 被災された発電者の受電地点において、被災時から引き続きまったく発電または放電しない場合(他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限る。)には、託送約款19(料金)の規定にかかわらず、当該発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、免除する。

9. 被災された発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となったものについて、託送約款19(料金)の規定にかかわらず、2025年2月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金の割引を行ない料金を算定する。

なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の系統設備効率化割引は適用しない。

10. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

<九州電力送配電株式会社>

1. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2024年7月(支払期日が2024年8月28日以降となるものに限る。)、8月、9月および10月料金計算分の供給側料金算定日を、託送供給等約款(2024年4月1日実施。以下「託送約款」という。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいう。)18(料金)の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

2. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款18(料金)の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

3. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2025年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款70(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4. 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 20(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが 2025 年2月末日までに行なわれたときは、託送約款 73(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款 18(料金)の規定にかかわらず、2025 年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6. 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを 2025 年2月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 62(引込線の接続)、63(計量器等の取付け)、64(通信設備の施設)および 66(電流制限器等の取付け)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. 被災された発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金の 2024 年7月(支払期日が 2024 年8月 28 日以降となるものに限る。)、8月、9月および 10 月料金計算分の支払期日を、託送約款 34(支払義務の発生および支払期日)の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

8. 被災された発電者の受電地点において、被災時から引き続きまったく発電または放電しない場合(他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限る。)には、託送約款 18(料金)の規定にかかわらず、当該発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

9. 被災された発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となったものについて、託送約款 18(料金)の規定にかかわらず、2025 年2月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を免除する。

なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の系統設備効率化割引は適用しない。

10. この託送約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

最終保障供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

〈中部電力パワーグリッド株式会社〉

- 被災されたお客さまの 2024 年 7 月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。), 8 月, 9 月および 10 月料金算定分の電気料金の支払期日を, 最終保障約款 27(料金の支払期日)の規定にかかわらず, 各々 1 か月間延長する。
- 被災されたお客さまが, 被災時から引続きまったく電気を使用しない場合には, 最終保障約款 16(最終保障電力A), 17(最終保障電力B)および 18(最終保障予備電力)の規定にかかわらず, そのお客さまの被災日が属する料金算定月の次の料金算定月から 6 か月間に限り, 電気料金を免除する。
- 被災されたお客さまが, 被災時から引き続きまったく電気を使用されずに需給契約を廃止され, 2025 年 2 月末日までに新たに電気の使用申込みを行なった場合で, その申込みが次のいずれにも該当するときは, 最終保障約款 51(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず, その工事費負担金を免除する。
 - 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - 契約負荷設備または契約電力が, 被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。
- 被災されたお客さまが, 再建等のため, 契約期間が 1 年未満の電気の使用を申込まれた場合で, その申込みが 2025 年 2 月末日までに行なわれたときは, 最終保障約款 51(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず, その臨時工事費を免除する。
- 被災されたお客さまで, 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては, 最終保障約款 16(最終保障電力A), 17(最終保障電力B)および 18(最終保障予備電力)の規定にかかわらず, 2025 年 2 月末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 被災されたお客さまが, 再建等のため, 引込線, 計量器等の取付位置の変更の申込みを 2025 年 2 月末日までに行なった場合で, かつ, その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは, 最終保障約款 51(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。
- この最終保障約款以外の供給条件に定めのない事項については, 最終保障約款によるものとする。

<九州電力送配電株式会社>

1. 被災されたお客さまの2024年7月(支払期日が2024年8月28日以降となるものに限る。), 8月, 9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を, 電気最終保障供給約款(2024年4月1日実施。以下「最終保障供給約款」という。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は, 変更後の最終保障供給約款をいう。)24(料金の支払義務および支払期日)の規定にかかわらず, 各々1か月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には, 最終保障供給約款15(最終保障電力A), 16(最終保障電力B)および17(最終保障予備電力)の規定にかかわらず, 被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り, 電気料金を免除する。
3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで, 需給契約を廃止し, その後新たに使用申込みを行なった場合で, その申込みが2025年2月末日までに行なわれ, かつ, その申込みが次のいずれにも該当するときは, 最終保障供給約款47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず, その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備または契約電力が, 被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。
4. 被災されたお客さまが被災後, 再建等のため, 需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で, その申込みが2025年2月末日までに行なわれたときは, 最終保障供給約款47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず, その臨時工事費を免除する。
5. 被災されたお客さまで, 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて, 最終保障供給約款15(最終保障電力A), 16(最終保障電力B)および17(最終保障予備電力)の規定にかかわらず, 2025年2月末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
6. 被災されたお客さまが被災後, 再建等のため, 引込線, 計量器, その付属装置, 区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを2025年2月末日までに行なった場合で, かつ, その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは, 最終保障供給約款47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。
7. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については, 最終保障供給約款によるものとする。

(別紙)

離島等供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<九州電力送配電株式会社>

- 被災されたお客さまの2024年7月(支払期日が2024年8月28日以降となるものに限る。)、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を、離島等供給約款[低圧用](2024年4月1日実施。以下「離島約款[低圧用]」という。ただし、当該離島約款[低圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[低圧用]をいう。)33(料金の支払義務および支払期日)および離島等供給約款[高圧・特別高圧用](2024年4月1日実施。以下「離島約款[高圧・特別高圧用]」という。ただし、当該離島約款[高圧・特別高圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[高圧・特別高圧用]をいう。)32(料金の支払義務および支払期日)の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
- 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、離島約款[低圧用]Ⅲ(契約種別および料金)および離島約款[高圧・特別高圧用]Ⅲ(契約種別および料金)の規定にかかわらず、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、離島約款[低圧用]56(工事費負担金等の申受けおよび精算)および離島約款[高圧・特別高圧用]55(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
 - 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。
- 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、臨時電灯、臨時電力または臨時電力Ⅰの申込みを行なった場合で、その申込みが2025年2月末日までに行なわれたときは、離島約款[低圧用]56(工事費負担金等の申受けおよび精算)および離島約款[高圧・特別高圧用]55(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 被災されたお客さま(ただし、低圧で供給する場合は、契約種別が従量電灯C、季時別電灯、高負荷率型電灯、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、低圧季時別電力、臨時電力、農事用電力、深夜電力[防霜用]、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、深夜電力または第2深夜電力のお客さまに限る。)で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、離島約款[低圧用]16(従量電灯)、17(季時別電灯)、18(高負荷率電灯)、19(臨時電灯)、20(公衆街路灯)、21(低圧電力)、22(低圧季時別電力)、23(臨時電力)、24(農事用電力)、25(深夜電

力〔防霜用〕, 附則6(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置), 附則7(ピークシフト電のお客さまについての特別措置), 附則8(深夜電力のお客さまについての特別措置), 附則9(第2深夜電力のお客さまについての特別措置)および附則10(第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置)ならびに離島約款〔高圧・特別高圧用〕15(業務用電力), 16(業務用電力I), 17(産業用電力), 18(産業用電力I), 19(臨時電力), 20(臨時電力I), 21(かんがい排水用電力), 22(自家発補給電力), 23(自家発補給電力I), 24(予備電力), 附則3(負荷率別契約のお客さまについての特別措置), 附則4(深夜電力のお客さまについての特別措置)および附則5(第2深夜電力のお客さまについての特別措置)の規定にかかわらず, 2025年2月末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. 被災されたお客さまが被災後, 再建等のため, 引込線, 計量器, その付属装置, 区分装置, 通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2025年2月末日までに行なった場合で, かつ, その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは, 離島約款〔低圧用〕56(工事費負担金等の申受けおよび精算)および離島約款〔高圧・特別高圧用〕55(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については, 離島約款〔低圧用〕および離島約款〔高圧・特別高圧用〕によるものとする。